

Beyond

2025. 4 vol.52

上下水道インフラの価値

あさひ総研

グループ会社運営と会計税務論点

住宅取得等資金贈与の非課税特例について

新たなチャレンジを後押し！

社会福祉法人与予算

Focus

株式会社蔵王カンパニー

News

あさひ通信

第 236 回 黒字化へのこだわり

INFORMATION

CONTENTS

上下水道インフラの価値

あさひ総研

- 01 ・事業承継
グループ会社運営と会計税務論点
- 02 ・相続
住宅取得等資金贈与の非課税特例について
- 03 ・経営
新たなチャレンジを後押し！ 2025 年度中小企業向け 主な補助金制度の概要
- 04 ・社会福祉法人
公益社会福祉法人と予算

Focus 株式会社蔵王カンパニー

News

あさひ通信 第 236 回 黒字化へのこだわり

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

八潮市の道路陥没事故からインフラ更新を考える



上下水道インフラの価値

統括代表社員 田牧 大祐

2021 年に起きた和歌山市紀の川における水道橋崩落事故^{※1} や 2011 年に京都市左京区で起きた水道管破裂事故^{※2} は、老朽化した上水道インフラの問題を浮き彫りにした。そして、今年 1 月 28 日に起きた八潮市の道路陥没事故は、老朽化した下水道管がもたらす脅威を改めて世に知らしめた。この事故では、トラックが陥没穴に落下、その周辺の崩落が進む中、救出活動の困難さが報道された。特に、下水管の内径 4 メートル超の大型配管から流れ出る大量の下水に加え、地盤が流動性の高い砂地であったことも被害拡大の要因とされている。

事故後、下水流量を軽減するため、消毒処理を経て上水道に利用されていない河川へ放流が行われ、今も復旧工事が進行中である。現場のライブ映像によると、事故から 2 か月が経過した現在、シートパイル^{※3} が打ち込まれた土留め工法を用いた大規模な復旧作業が継続している。

この事故により、周辺 12 市町村の約 120 万人に対し下水道の利用自粛が要請され、商業施設や飲食店の休業も相次いだ。こうした事態は、下水道インフラ更新の必要性を社会に強く印象付ける機会になっているともいえる。国土交通省では、事故を受けて 1994 年以前に設置された内径 2 メートル以上の下水道管等の緊急点検を開始した。

上水道について世界に目を向けると、水道水をそのまま飲む国は日本を含めわずか 11 개국といわれる。

高度な浄水技術と配管整備がその安全性と安定性を支えている。一方、下水道に目を向けると、普及率は約 80% 近くに達し、単に下水を集めて河川に流すのではなく、その生活排水の衛生処理が進んでいる。また、日本のトイレは、時に海外旅行者から清潔、快適と評価されている。

このように飲用可能な水道水の品質と生活排水の衛生的な処理、環境を鑑みると、日本の上下水道は世界でもまれにみる高水準のサービスといえる。

水道料金、下水道使用料の計算式は、自治体 HP に掲載されている。自分が利用している上下水道インフラの料金はいくらののか。自ら確認することが利用者としての更新問題にかかわる一歩であろう。

現在、全国の自治体で、料金改定が進められている。これは維持管理、更新費用の増大、人口減少が背景にある。まさに、私たち利用者がインフラ価値を再認識する機会といえる。

※1 1975 年に建設された水道橋で、塩害や鳥のフンの腐食により吊り材が破断したことが原因の事故。6 万世帯が断水となり、復旧に 6 日間を要した。

※2 上水道管の破損にその近くに埋設されていた都市ガスの配管に水道水が流入し、家庭のガスコンロが噴水状態になる等、断水とともに 1 万 5 千世帯のガス供給がストップする大きな事故となった。

※3 地下鉄等の工事で用いられる掘削範囲をシート状の鋼矢板でぐるりと囲う工事で、止水性と土留めに優れた工法



長く企業経営を重ねていきますと、事業の多角化やエリア拡大、M&A 等で子会社や兄弟会社が増えていき、グループ会社運営が必要になっていきます。グループ会社運営は、労務・法務・IT 基盤・経営と様々な課題が浮かび上がり、それぞれ解決を図っていく必要があります。本稿では会計・税務論点を解説したいと思います。

<グループ間の債権債務（売掛金・買掛金）>

グループ企業間で営業取引（売上・調達関係）がある場合は、グループ会社間で相互に債権債務（売掛金や買掛金）が計上されます。この債権債務は、グループ外の第三者間取引であれば短期間で入金により精算されますが、グループ企業間では資金繰りの観点から、あるいは第三者間取引と比較して良くも悪くも柔軟に対応できることから、即時に精算されないことがあります。そのためグループ会社間債権債務は滞留や、何に係る債権なのか不明になることも多く、グループ会社双方で債権債務の金額の不一致となるような事態が起こりやすくなります。グループ会社の決算日がそれぞれ一致している場合は、債権債務の不一致が発見されやすいのですが、グループ会社ごとに決算日が異なる場合は、不一致がそのままになってしまうことがあります。

そのためグループ会社間では債権債務をできる限り、第三者間取引同様に都度精算していくことが重要である他、定期的に債権債務が一致しているかについてチェックしていくことが重要です。もし債権の計上漏れのために不一致になっている場合、税務調査等で収入の計上漏れを指摘されてしまうことにつながります。また不一致を放置してしまうと、わずかな期間でも不一致の原因を突き詰めるために、膨大な手間がかかってしまいます。

<グループ間の貸付金・借入金>

グループ企業間で資金融資を行う場合は、第三者企業との貸付関係同様に条件を設定することが原則です。グループ企業間で利息等を定めずに貸付等を行うと、

グループ会社運営と会計税務論点

税務上ではグループ会社間で利息の寄付があったものと考えます（いわゆる認定利息）。そのためグループ会社間であったとしても資金融資を行う際は、利息等を含め契約書等で諸々の条件を纏めることがおすすめです。その際の利息は貸手の調達金利等を参考にします。

<グループ法人税制>

上記の他に 100%子会社等の間では、グループ法人税制が適応され、受取配当金の益金不算入やその源泉税の取り扱い、固定資産の譲渡損益の繰延、一括評価金銭債権からの除外等の、グループ外の取引先では検討する必要のない特殊な税制があります。特にグループ間で大規模に取引をされる場合は、このような税務論点がありますので注意が必要です。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

住宅取得等資金贈与の非課税特例について

「住宅取得資金贈与の特例（以下、「住宅資金贈与の特例）」とは、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築・取得・増改築等の対価に充てるための住宅資金を取得した場合、一定の要件を満たした上で贈与税の申告をすることで、非課税限度額まで贈与税を非課税にできる制度のことです。「住宅資金贈与の特例」については、Beyond 2021年3月号でも取り上げましたが、非課税限度額等も改正されているため、今回改めてこの特例について説明します。

●非課税限度額

贈与の時期	住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和6年1月1日から 令和8年12月31日まで		1,000万円	500万円

●省エネ等住宅の基準及び贈与税申告書添付書類

「省エネ等住宅」とは、家屋の区分に応じ、次の表1の省エネエネルギー性能、耐震性能又はバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次の表2のAからFのいずれかの書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

【表1 省エネ等基準等】

家屋の区分	省エネ等基準			添付する書類
	省エネエネルギー性能	耐震性能	バリアフリー性能	
① 新築をした住宅用の家屋	断熱等性能等級5以上（※1）かつ一次エネルギー消費量等級6以上（※2）	耐震等級（構造体中の倒壊等防止）2以上又は免震建築物	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	表2のAからEのいずれかの書類
② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋	断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上			表2のA、B又はFのいずれかの書類

※1 耐震等級等の評価基準のうち、揺れの発生を防止する対策に関する基準を除きます。
 ※2 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅用の家屋又は令和6年6月30日までに建築された住宅用の家屋で、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上のいずれかに適合する住宅用の家屋であることにつき、表2のAからEのいずれかの書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものについては、省エネ等住宅に該当するものとみなされます。
 なお、その省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋が、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの（令和6年6月30日までに建築されたものを除きます。）の場合は、表2のAからEのいずれかの書類に加えて、確認済証の写し又は検査済証の写しも贈与税の申告書に添付する必要があります。

【表2 添付書類】

証明書などの名称	
A	住宅性能証明書（※3）
B	建設住宅性能評価書の写し（※3）
C	住宅省エネエネルギー性能証明書（※4）
D	次のa及びbの両方の書類（※5）
E	次のc及びdの両方の書類
F	増改築等工事証明書（※8）

※3 証明対象の家屋が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限り、その証明のための家屋の調査が終了したもの（1）新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前、その証明のための家屋の調査が終了したものの（2）建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの
 ※5 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、bの書類を除きます。

●受贈者（贈与を受ける者）の要件

- ・直系卑属の贈与者から贈与を受けていること。
- ・贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上であること。
- ・贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下（新築等をした住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は1,000万円以下）であること。
- ・配偶者や親族などの一定の関係の人から住宅を取得していないこと。
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与金額すべてを充てて住宅を建てていること。
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに購入した住宅に居住している、またはその住居への居住が確実であると見込まれていること。



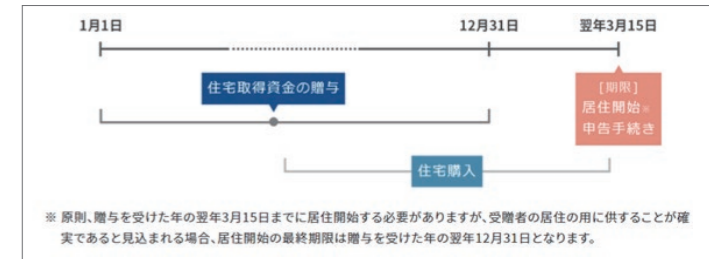
●住宅の要件

- ・登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
- ・床面積の2分の1以上に相当する部分を居住用にしていること。
- ・昭和57年1月1日以後に建築されたもの。
- ・地震に対する安全性に係る基準に適合することが、一定の書類により証明されたもの。

なお、リフォームの場合は、上記の面積要件、居住要件の他に、リフォーム工事費用が100万円以上であること等が要件となります。

●贈与のタイミングの留意点

この制度を利用する場合、基本的な流れとしては、下図のように資金贈与→住宅取得→入居→贈与税申告（贈与翌年）となり、各タイミングには注意が必要です。



住宅資金贈与の特例は、住宅を購入する前に贈与を受ける必要がありますが、原則的には贈与を受けた年の翌年3月15日までに入居していなければいけません。ただし、贈与を受けた年の翌年3月15日までに新居の工事が完了しない場合でも、棟上げが完了し、建造物として認められる状態になっているなど一定の条件を満たし、かつ贈与翌年12月31日までに居住開始している場合は適用可能です。例えば、住宅の新築工事を行う場合には、前もって手付金を支払う場合があります。この手付金も決して小さな金額ではないことから、贈与を受けたお金で支払いたいと考える人も多いと思います。しかし、贈与された資金で手付金を支払うのは避けるべきです。新築工事を行う場合は、手付金を支払ってから実際に住むことができるようになるまで時間がかかり、上記居住開始要件を満たせない可能性があるからです。そのため、当該制度を利用する場合、資金贈与のタイミングとしては住宅の引き渡しが行われる直前（手付金のための贈与ではなく、引き渡し直前の代金最終決済のための贈与）の方が望ましいものとなります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



急速に変化する経営環境のなかで、自社の強みを活かしながら新たな打ち手を講じることが求められています。物価高、人手不足、デジタル化への対応など、中小企業が直面する課題は多岐にわたりますが、これらの課題に立ち向かうための後押しとなるのが「補助金」の活用です。補助金を上手に活用することで、本来は踏み出しにくかった設備投資や新事業への挑戦も現実味を帯びてきます。ここでは、代表的な補助金制度の概要を一覧形式でご紹介します。

◆小規模事業者持続化補助金

商工会・商工会議所のサポートを受けながら、販路開拓や業務改善などに取り組む小規模事業者を支援する制度です。ホームページの作成、チラシの作成、店舗の改装など、日々の経営に直結した取り組みに幅広く活用されています。



◆IT導入補助金

業務の効率化やデジタル化を図るためのITツール導入を支援します。対象となるソフトウェアやクラウドサービスは、事前に登録されたITツールから選ぶ形式の補助金です。インボイス対応や電子帳簿保存にも活用可能です。



◆省力化補助金（カタログ型）

人手不足に対応するための省力化機器を導入する際に活用できる制度です。あらかじめ登録された製品カタログから選ぶ形式のため、申請が比較的簡易で、導入までのスピード感を重視する事業者に向いています。（詳しくは beyond 2025 年 2 月号をご参照ください。）



◆省力化補助金（一般型）

こちらは、カタログにとらわれず、事業者が自由に設備等を選定できる補助金です。デジタル技術等を活用し、自社に最適な形にオーダーメイドで開発した設備が対象です。より柔軟な計画が可能な一方で、カタログ型と比較すると審査のハードルはやや高めです。（詳しくは beyond 2025 年 2 月号をご参照ください。）



◆ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

（いわゆる「ものづくり補助金」）
新製品の開発や業務プロセスの革新、サービス品質の向上など、付加価値の高い取り組みを行う中小企業を支援する補助金です。新たな挑戦に取り組む



新たなチャレンジを後押し！ 2025 年度 中小企業向け 主な補助金制度の概要

企業の定番とも言える制度で、毎年多数の採択事例があります。現在 19 次公募を行っており、回を重ねるごとに要件が少しずつ変化しているので申請には注意が必要です。

◆事業承継・M&A 補助金

親族内外の事業承継や、第三者からの事業引継ぎ（M&A）に取り組む企業を支援します。引継ぎ後の経営安定化や成長に向けた取り組み（設備投資・販路拡大・専門家活用など）が補助対象となります。



◆新事業進出補助金（旧・事業再構築補助金を統合）

経営環境の変化に対応し、新たな分野への進出や業態転換を図る中小企業を支援する制度です。これまでの「事業再構築補助金」に代わる仕組みで、地域の産業構造変化や企業の再成長を後押しすることを目的としています。



◆中小企業成長加速化補助金（新設）

成長意欲の高い中小企業が、大規模な設備投資や新規事業展開に挑戦する際の支援を目的とした新たな補助金です。将来的に大きな売上拡大（100 億円）を目指す企業を対象とし、経営者によるビジョンの明確化と、持続的な賃上げなどが求められます。外部有識者による審査やプレゼンテーションが行われるのも特徴です。



以上、中小企業向けの代表的な補助金制度を挙げてみました。補助金は、経営課題に対する「打ち手」を後押しする非常に有効な手段です。ただし、それぞれの制度には要件や申請期間、準備すべき書類などが定められており、戦略的な活用が求められます。限られたチャンスを実際に活かすためには、早めの情報収集と計画立案が鍵となります。

あさひグループでは、補助金制度の最新情報のご提供に加え、制度選定や申請書作成支援も承っております。「補助金を活かして、次の一手を打ちたい」とお考えの方は、ぜひご相談ください。



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 高橋 翼

さまざまな支援メニューの経験を活かし、中小企業の経営コンサルティング業務に従事する。

社会福祉法人と予算

社会福祉法人は、常に収入に対する費用対効果のバランスを図るため「予算」が非常に重要視されています。今回はあらためて「予算」の編成について確認していきます。

1. 予算の作成

社会福祉法人は、理事長が毎会計年度前に事業計画や社会福祉充実計画に基づき予算を作成し理事会（定款で評議員会の決議事項としている法人は評議員会）の承認を得る必要があります。

なお、予算の編成や執行・管理に関しては、理事長を補佐するため、予算管理責任者を任命することが可能になっています。

2. 予算の変更

【流用】

予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認められた場合には、理事長の承認を得て、中区分の勘定科目相互間において予算を流用することが認められています。

【予備費の計上と使用】

予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することが認められています。

なお予備費を使用する場合は、予算管理責任者は事前に理事長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければなりません。また、予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告をする必要があります。

【補正予算】

予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得る必要があります。

3. 予算作成のポイント

【収入】

単価は適正か、取得できる加算などに変更はないか、利用者数に増減はないか

【費用】

・人件費
従業員数の増減はないか、社会保険の加入者数に増減は



ないか、昇給はどの程度行するか

・事業費・事務費

利用者の増減に伴って変動するものがないか、備品や給食材料など価格が変更されているものがないか

・固定資産の取得予定は反映しているか

事業計画や設備投資契約に基づいているか

4. 予算管理

作成した予算は適正に執行されているか毎月管理していく必要があります。

予算と実績が乖離しているものはないか、予算が超過しそうなものはないかなどを確認してはいますが、この作業を行うことで、経営上の課題をタイムリーに把握することが可能になります。

経営上の課題をタイムリーに把握できるか、1 年が経過し決算書が完成したあとに把握できるのかは、法人運営にとって非常に大きな差になります。

社会福祉法人といえども、3 割が赤字経営となっている時代です。義務としての予算管理だけではなく、経営改善にどのように活用していくかがより重要になってくるのだと思います。この機会にぜひ、自社の予算作成の方法と、毎月の管理について改めて確認と検討をされてはいかがでしょうか。



山形事務所
経営支援部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

Focus

自然豊かな蔵王温泉で、最高のひとときを

山形を代表する観光名所「蔵王」。春は新緑、夏は避暑やトレッキング、秋は紅葉、冬はスキーと樹氷鑑賞など、四季折々様々な表情を見せる大自然を満喫する事ができます。

株式会社蔵王カンパニーは、この豊かな自然に囲まれた蔵王温泉で、「おおみや旅館」「蔵王四季のホテル」「蔵王国際ホテル」の3つの旅館を運営。お客様に最高の癒しとご満足を提供し続けております。



株式会社蔵王カンパニー
<https://www.zao-onsen.co.jp/>
 山形県山形市蔵王温泉 933
 TEL.023-694-2111(代表)



蔵王国際ホテル「八右衛門の湯」



蔵王国際ホテル 足湯



おおみや旅館 玉子風呂

私たちは、蔵王温泉の豊かな温泉と自然を活かし、ゆったりとした時間と空間を提供する商品づくりを3つの旅館それぞれで進めています。また、会社全体の取り組みとして、①お客様の声を大切にし、お一人お一人のご要望に応えるために、細やかな対応を心掛けています。②地域との連携を図り、地元の文化やイベントを紹介すると共に、地元食材や特産物を取り入れた食事・お土産品の提供を通して、地域経済の活性化に貢献しています。③蔵王の自然環境を守るためエコフレンドリーに取り組み、持続可能な観光地を目指しています。



蔵王四季のホテル 客室



ご宿泊のお客様は、姉妹館の湯めぐりもできます。美人の湯として知られる蔵王の名湯を存分にお楽しみください。



おおみや旅館 ロビー

株式会社ASAHI Accounting Robot研究所 大阪オフィス開設

ASAHI
Accounting Robot Research Institute

2025.4.21 OPEN

株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所は、2025年4月21日に大阪オフィスを開設いたします。



東京オフィス、名古屋オフィスに続く新たな拠点であり、近畿圏のクライアントへのサービス充実とDX情報の発信拠点としての役割を担います。今後も、「ヒトとロボットの協働時代」の実現に向け、取り組みを一層加速してまいります。



交通：
心齋橋駅/四ツ橋駅
徒歩3分
クリスタ長堀
南16階段出口すぐ

所在地: 〒542-0086
大阪府大阪市中央区
西心齋橋1-13-18
The Place Osaka
(ザプレイス大阪)
Office Room D



◆税理士法人あさひ会計 地方創生支援部からのお知らせ◆

ASAHI
税理士法人あさひ会計

地方公営企業を支える会計事務所の業界団体の活動が間もなく始動します

上水道や下水道などの公営企業は、地域住民の暮らしを支える重要なインフラとして、全国各地で公共サービスを提供してきました。

しかし近年、特に地方では人口減少に伴う需要の減少により、料金収入が減少しています。一方で、高度経済成長期に整備された施設の老朽化に伴う更新需要や、自然災害への備えといった新たな投資負担も増加しており、公営企業の経営環境は一段と厳しさを増しています。

こうした状況を受け、地方公営企業に対して会計・税務支援やDX支援などを行う新たな一般社団法人が、あさひ会計を含む4つの会計ファームにより設立され、まもなく活動を開始致します。

近日、弊社支援先の地方公営企業様に、一般社団法人よりお知らせを致します。



黒字化へのこだわり

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



あさひ会計の経営理念の1つに「私達は、質の高い仕事を通じ、顧客企業の継続発展に貢献します」という節がある。平たく言えばあさひ会計は「赤字企業は黒字に、黒字企業はもっと黒字に」するために支援を行うと宣言している。ではどうすれば「赤字企業が黒字に、黒字企業はもっと黒字に」なるのだろうか？

「赤字企業を黒字企業に」するにはドラスチックな改革が必要だ。現状を打破する必要がある。例えば①赤字の得意先を切る、②赤字の製品の生産をストップする、③赤字店を閉鎖するなどだ。

例えば製造業であれば得意先ごとのP/Lを作ることから始まる。得意先ごとのP/Lを作ると必ず赤字の得意先があるものだ。しかも主要な顧客や優良な企業が赤字の得意先の場合が多い。当たり前だが、これらの企業は仕入先・外注先にも厳しいから優良企業になれたのだ。これらの得意先に対しては価格のアップをまずはお願いすることになる。価格アップがかなわない場合はその得意先から徐々に撤退するしかない。もちろん撤退と同時に新規顧客の発掘は必定だ。

製品（商品）ごとのP/Lを作ることも重要だ。赤字の場合、売値の問題か、コストの問題かの吟味が必要だが、どうしても対応出来ないのなら止めるしかない。儲かっている仕事に注力すべきだ。

赤字の店についてはその要因が掴みにくい。立地なのか、商品なのか、オペレーションなのか、試行錯誤を繰り返しても業績が好転しないのなら撤退するしかない。コンビニでは商品ごとに交差比率（＝粗利率 × 回転率）を測定しており、一定の指標を下回った場合はその商品は棚から排除されるがその考えと同じだ。

これらの施策を実施すると売上が減るが、固定費をカバーする必要があるものの利益が増えることになる。つまり、赤字企業の黒字化は「減収増益」の過程を辿ることになる。

「黒字企業をもっと黒字」にすることは一定の構造内の改善と考えられMQ会計を利用するのが効果的だ。

MQ会計的にいえば①P(販売単価)を上げる、②V(仕入単価)を下げる、③Q(販売数量)を上げる、④F(固定費)を下げるのが黒字化の手段となる。

このMQ会計的アプローチを行う上で必須なのがその企業にとって「Q」は何なのかということであり、その数値を毎日毎日捉えているかということになる。飲食業や小売業で言えば「客数」が「Q」であり、毎日毎日顧客数を捉えていなければ経営改善は行えない。それが時間帯ごとであったり、男女別であったり、年齢別であれば経営改善のアプローチに大いに役立つ。

MQ会計によって前年対比を行うとその企業の利益構造が見えてくる。前年比でP(販売単価)が〇%上がったので利益が××百万円増えて、V(仕入単価)が〇%上がったので利益が××百万円減少した。Q(販売数量)が〇%下がったので利益が×××百万円減って、F(固定費)が〇%下がったので利益が××百万円増加した。その結果、トータルの利益は〇%、××百万円増加したという具合だ。

さらにMQ会計の対前年比の延長上にP(販売単価)、V(仕入単価)、Q(販売数量)、F(固定費)の来期の数値計画を立て、P,V,Q,Fごとの行動計画を策定すると来期の経営計画が出来上がる。この経営計画を毎月フォローし、実績との乖離を指摘し、経営者を励まし、あるいは称賛して背中を押すのが会計事務所の仕事なのだ。

さらに作業のDX化は大きな効率化をもたらす。RPAやChatGPTの導入もさることながら、Chatworkは月1人700円で会社内のみならず取引先を巻き込んで報告・連絡・相談に関わる時間を極端に短縮する。あるいはPLAUD(29千円/台)は名刺判の薄い録音機で録音すれば会議でも講演会でも文字起こし、要約、ロジックツリーまで作成してくれる。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。
◎各会場先着5組様限定、完全予約制
※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】 4月9日(水) 【仙台】 4月16日(水)
◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催/日本M&Aセンター

『～リスクリングの第一歩～ はじめてのRPA』 参加費 無 料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。
講師：エンジニア 柏倉 佑美



◎プログラム ・Windows10、11標準搭載のRPA「Power Automate for desktop」とは
・企業におけるRPA活用事例、リスクリング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山形】 4月30日(水) 【仙台】 4月25日(金)
5月7日(水) 5月9日(金)
◆時間：各会場共通 14:00～15:30 ◆各会場定員：8名

◎図面・注文書・非定型文書など、あらゆる書類をAIが読み取り。「紙」を「デジタルデータ」にすることで、紙に関わる悩みを解決します！

『AIOCR【AISpect】を使った業務カイゼンセミナー』 参加費 無 料

【AISpect】はシンプルな操作で、誰もが書類をデジタルデータ化できるよう開発されたAIOCRです。本セミナーではAIOCRとは何かから、具体的な活用例まで様々な情報をお伝えし、みなさまの「業務カイゼン」の後押しとなるAISpectの魅力を徹底解説します。
講師：セールス 安孫子 敬陸



【Webセミナー/Teams】 4月22日(火) ◆時間：14:00～15:00

仕事や職場へのモチベーションを高める！

『若手社員研修』

参加費：1名様 税込22,000円(昼食代込)

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。

「仕事に対して、積極的に、自主的に取り組んでほしい」
「チームの中で、そろそろリーダーシップを発揮してほしい」
「後輩や新入社員にとって、良い手本となるような行動をしてほしい」
「日常の仕事に加え、会社の課題にも積極的に取り組んでほしい」
…そんな経営者の皆様の期待を実現するために。
入社して約3年～5年目の若手社員を対象とした研修プログラムです。

◎プログラム概要：
・オリエンテーション ・自社の社員の理想像
・入社後の出来事考える ・行動や考え方の基本確認
・自分の人生を想像する ・レジュエンス

【山形】◆定員：28名
6月12日(木)・26日(木)の2日間
(1日目と2日目の間に2週の間隔があります)
◆時間：両日とも 9:30～16:30

『相続個別相談会』 参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。
◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と
そのご親族様に限定させていただいております。



【山形】 ☎0120-652-144 山形相続サポートセンター ◆開催日時：各会場共通
4月17日(木)
5月15日(木)
*1回目/10:00～
*2回目/14:00～
いずれも1時間程度

事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』 参加費 無 料

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介します。元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。
講師：カスタマーエクスペリエンス 大浜 明日香 Microsoft MVP



◎プログラム ・Microsoftの自動化、デジタルツールのご紹介
・活用事例
・操作実演
・当社サポートメニューのご紹介

【Webセミナー/Teams】
Power Automate for desktop 編 4月15日(火)
Power Automate 編 5月13日(火)
◆時間：15:00～16:00 ◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Appsを月替わりで取り上げていきます。詳しくは、ロボHPをご覧ください。



※1社のみでの個別研修も実施可能です。お気軽にお問合せください。



株式会社蔵王カンパニー (P7 参照)

Beyond vol.52

2025 年 4 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>